

2020年6月18日 第10報

関係各位：

台湾では4月13日以来、台湾本土感染者が発生しておりません。このように台湾国内では、コロナ感染が抑えられていることを受け、台湾国内の安心安全な防疫旅行キャンペーンも5月27日より展開され、台湾観光局によるキャンペーン補助も順調にスタートし、国内旅行も活気を取り戻しつつあります。

また6月17日に中央感染症指揮センター(以下CDC)より台湾への短期ビジネス渡航の条件が6月22日より一部緩和されるという発表がありましたので、お知らせ致します。

日本も一部緩和対象国になっておりますので、申請に関する諸条件を簡単にまとめましたので、ご参照ください。なお詳細に関しては、台北駐日経済文化代表處査証部(代表電話：03-3280-7811)までお問い合わせ頂ければ幸いです。

台湾観光局・台湾観光協会
東京事務所 所長 鄭憶萍

【台湾短期ビジネス渡航における申請条件】

6月17日に中央感染症指揮センター(以下 CDC)から台湾国内の感染が安定且つコントロール出来ていることから、複数回の関連機関との会議を経て、国際経済活動における【短期ビジネス渡航客の在宅検疫の短期申請規範】を取りまとめました。6月22日(月)から短期滞在ビジネス出張者は、下記4条件に全て符合する場合、隔離措置期間の短縮が出来ます。

※条件※

1. CDC から発布された入国を認められた国の在住者。
2. 台湾の滞在が3か月未満
3. 短期の入国目的がビジネス出張者(検品、アフターサービス、技術指導や訓練、契約調印式等)。
4. 出発地が CDC 発布の低感染リスク或は中低感染リスク国/地域で、直近14日以内に海外渡航歴のない方限定。

【A：低感染リスク国/地域】⇒ニュージーランド、オーストラリア、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、ベトナム、香港、タイ、モンゴル、ブータン

【B：中低感染リスク国/地域】⇒日本、韓国、マレーシア、シンガポール

※上記対象国は、CDC によって感染状況を鑑み、2週間ごとに調整。それ以外の国は、従来通り隔離措置期間は14日間。以上の申請条件に符合しないが、特殊ビジネス需要やその他の特別イベント等は、個別ケースとして申請可。

【ビザ申請時の必要条件】

- ・招聘台湾企業からの関連証明書類、台湾での日程表及び防疫対策計画を提出。(査定期間約2日間)
- ・台湾の空港にて入国時から3日以内のPCR検査での陰性証明書を提出。(ビザ申請時は不要)

【在宅検疫の期間】

- **入国して指定の防疫ホテルにて、隔離措置期間を従来の14日間から、短縮申請が出来る。Aエリアは5日目から宿泊先の地方衛生主管機関による自費PCR検査を申請出来、Bエリアは7日目からとなる。**
- 陰性結果を得た後、地方衛生主管機関に自主健康管理者への移行を報告し、入国21日目まで毎日の体温測定と所管機関とのショートメール等による健康状況の報告を実施。また日程表に沿った限度内のビジネス活動に従事し、実名制の対面記録や行動記録を毎日実施する。なるべく公共の場を避け、外出時には、終始マスクを着用する。

※3か月以上台湾に滞在予定者は、上記緩和条件対象外の為、通常通りの2週間の隔離措置を行う。